



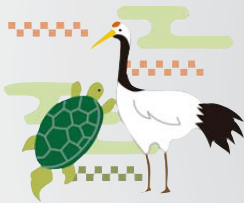
武田とみのさん  
平岸新光町 ←

# 百寿

今年度100歳になられる方へ内閣総理大臣から祝状と銀杯が贈呈され、菊島市長から伝達されました。

ここで紹介したほかに、次の方も100歳を迎えられます。

小見とみをさん  
おめでとうございます。



→ 小林あきさん  
若木町東



## おめでとうございます



← 小川忠さん  
平岸新光町

## こんにちは 地域包括支援センター です！

### 「いきいき体力測定会」中止のお詫び

「いきいき体力測定会」につきまして、9月6日に発生しました「北海道胆振東部地震」による影響で、当日の受け入れ態勢が整わなかったこと、また、会場の安全などを考慮し、9月6日と7日の2日間予定しておりました体力測定会を、やむを得ず中止とさせていただきます。

停電や緊急業務のため周知が行き届かず、皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

次回の開催予定は今のところ未定ですが、北翔大学とも協議し何らかの形で開催できればと思っております。

当日、会場にお越しいただいた皆様、お電話をいただいた皆様、バスを待たれていた皆様には、重ねてお詫び申し上げます。

問合せ 地域包括支援センター  
☎32-0661



ひとり親のご家庭へ

## 8月分から「児童扶養手当」の支給制限に関する所得の算定方法が変わりました

### ①「全部支給」の対象となる方の所得限度額が引き上げになります

前年の所得に応じて、手当を全額支給する「全部支給」対象者の所得制限限度額が右表のとおり引き上げになります。

例えば、お子様1人の場合は、収入ベースで130万円から160万円になります。

※所得証明書類により確認します。

扶養する児童等の数	全部支給となる所得制限限度額（受給者本人の前年所得）			
	収入ベース（これまで）	収入ベース（8月から）	所得ベース（これまで）	所得ベース（これまで）
0人	92万円	→ 122万円	19万円	→ 49万円
1人	130万円	→ 160万円	57万円	→ 87万円
2人	171.7万円	→ 215.7万円	95万円	→ 125万円
3人	227.1万円	→ 270万円	133万円	→ 163万円
4人	281.4万円	→ 324.3万円	171万円	→ 201万円
5人	335.7万円	→ 376.3万円	209万円	→ 239万円

### ②所得の算定に当たって控除の適用が拡大されます

I. 離婚した父母に代わって児童を養育しているなどの方（児童扶養手当法第4条第1項第3号に規定する養育者や、児童と同居する祖父母などの扶養義務者など）が、未婚のひとり親の場合には、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、地方税法上の「寡婦・寡夫控除」が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から27万円（一定要件を満たす場合は35万円）を控除します。

※追加書類の提出が必要な場合がありますので、適用を希望される場合は、必要書類や適用要件についてお問い合わせください。

II. 土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益などについては、児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、総所得金額等合計額から控除します。

前年所得について、前々年所得から変動がない（もしくは増額となった）場合でも、上記①及び②のIが適用されることにより、8月分（12月支払分）から支給額が増額となる可能性があります。

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216



両手の指を広げた状態で...



顔に向かってあおぐような動作を2回繰り返す



第15回

「秋（涼しい）」

手話モデル 太田 恵美子 さん  
（赤平手話の会）